特別養護老人ホーム川口シニアセンター

4 人部屋タイプ 利用料金概算 **1 割負担** * 1 ヶ月 (30 日分)

第2段階の方

介護度	利用料	食費	居住費	日用品費	合計
刀 碳及	(※1)	(※2)	(※3)	(※4)	百司
要介護3	¥28,530	¥11,700	¥12,900	¥6,300	¥59,430
要介護4	¥31,050	¥11,700	¥12,900	¥6,300	¥61,950
要介護 5	¥33,510	¥11,700	¥12,900	¥6,300	¥64,410

第3段階①の方

介護度	利用料	食費	居住費	日用品費	合計
月 畯/又	(※1)	(※2)	(※3)	(※4)	
要介護3	¥28,530	¥19,500	¥12,900	¥6,300	¥67,230
要介護 4	¥31,050	¥19,500	¥12,900	¥6,300	¥69,750
要介護 5	¥33,510	¥19,500	¥12,900	¥6,300	¥72,210

第3段階②の方

介護度	利用料	食費	居住費	日用品費	合計
月喪尽	(※1)	(※2)	(※3)	(※4)	口司
要介護3	¥28,530	¥40,800	¥12,900	¥6,300	¥88,530
要介護 4	¥31,050	¥40,800	¥12,900	¥6,300	¥91,050
要介護 5	¥33,510	¥40,800	¥12,900	¥6,300	¥93,510

第4段階の方

介護度	利用料 (※ 1)	食費 (<u>※</u> 2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥28,530	¥51,000	¥27,450	¥6,300	¥113,280
要介護4	¥31,050	¥51,000	¥27,450	¥6,300	¥115,800
要介護 5	¥33,510	¥51,000	¥27,450	¥6,300	¥118,260

第4段階の方(2割負担)

介護度	利用料	食費	居住費	日用品費	合計
月 暖 反	(※1)	(※2)	(※3)	(※4)	口即
要介護3	¥56,970	¥51,000	¥27,450	¥6,300	¥141,720
要介護4	¥62,040	¥51,000	¥27,450	¥6,300	¥146,760
要介護 5	¥67,020	¥51,000	¥27,450	¥6,300	¥151,770

第4段階の方(3割負担)

介護度	利用料	食費	居住費	日用品費	合計
刀 碳及	(※1)	(※2)	(※3)	(※4)	一百百
要介護3	¥85,410	¥51,000	¥27,450	¥6,300	¥170,160
要介護4	¥93,060	¥51,000	¥27,450	¥6,300	¥177,810
要介護 5	¥100,470	¥51,000	¥27,450	¥6,300	¥185,220

※1利用料には、施設サービス費・看護体制加算(I)・日常生活継続支援加算(I)37単位/ 日・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算が含まれます。ベースアップ加算 15 単 位/日、初期加算 31 単位/日・療養食加算 7 単位/食・経口移行加算 29 単位/日・経口維持加算 (I) 411 単位/月・口腔衛生管理加算(I) 94 単位/月・個別機能訓練加算 13 単位・褥瘡マネジ メント4単位/月・自立支援促進加算310単位/月・看取り介護加算(4~30日)148単位/日・看取 り介護加算(当日)1315単位/日・排せつ支援加算(I)12単位/月・退所時相談援助加算411単 位/回・退所前後訪問相談援助加算 473 単位/回・退所前連携加算 514 単位/回等がかかる場合が あります。

※2・3 市町村民税世帯非課税の方で、資産調査結果により介護保険負担限度額認定証が発行 された方は、以下のとおりの減額の制度があります。

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階2	第4段階
食費	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,700 円
居住費	0 円	430 円	430 円	430 円	915 円

※4 日用品費には、歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、シャンプー、タオル、ティッシュペーパー、 おしぼりなどが含まれます。

介護保険負担限度額認定の段階(令和3年8月より補足給付の預貯金要件の見直し)

	配偶者がいない場合(単身)	配偶者がいる場合(夫婦)
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受	:給者(世帯全員が住民税非課税の方)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税	・世帯全員が住民税非課税
	・本人の課税対象年金収入額と合計所	・本人の課税対象年金収入額と合計所
	得金額と非課税年金収入額の合計額	得金額と非課税年金収入額の合計額
	が年額 80 万円以下の方	が年額 80 万円以下の方
	・本人の預貯金等が 650 万円以下	・夫婦の預貯金等が 1,650 万円以下
第3段階	・世帯全員が住民税非課税	・世帯全員が住民税非課税
	・本人の課税対象年金収入額と合計所	・本人の課税対象年金収入額と合計所
	得金額と非課税年金収入額の合計額が	得金額と非課税年金収入額の合計額が
第3段階①	・年額 80 万円を超 120 万円以下	・年額 80 万円を超 120 万円以下
	・本人の預貯金が 550 万円	・夫婦の預貯金が 1,550 万円
第 3 段階②	・年額 120 万円超える方	・年額 120 万円超える方
	・本人の預貯金が 500 万円	・夫婦の預貯金が 1,500 万円
第4段階	・住民税課税世帯の方	

? お問い合わせ

受付時間:9時から17時まで 年中無休



特別養護老人ホーム 川口シニアセンター 生活相談室

〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1216-6

048-291-2120



特別養護老人ホーム 第二川口シニアセンター 生活相談室 〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1193-1

048-299-5292



info@kousei-sws.or.jp

URL http://www.kousei-sws.or.jp